

関税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号) (積荷目録等への記載を省略できる事項)</p> <p>第二条の二 令第十二条第一項ただし書(外国貿易船に係る入港届等の記載事項の特例)(令第十六条第三項(記載事項の特例の規定の準用)において同条第一項(外国貿易船の出港届の記載事項等)の場合について準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、令第十二条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)(の規定による輸出(積戻しを含む。)(の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(外国貿易船の入港手続)の規定により積荷目録を提出する場合 これらの貨物に係る令第十二条第一項第二号に定める事項</p> <p>二 法第六十三条第一項(保税運送)又は第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により、又は法第十七条第一項後段(外国貿易船の出港手続)の規定による税関長の求めに応じて、積荷目録を提出する場合 これらの貨物に係る令第十二条第一項第二号に定める事項</p>	<p>関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号) (積荷目録等への記載を省略できる事項)</p> <p>第二条の二 令第十二条第一項ただし書(外国貿易船に係る入港届等の記載事項の特例)(令第十六条第三項(記載事項の特例の規定の準用)において同条第一項(外国貿易船の出港届の記載事項等)の場合について準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、令第十二条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める貨物に係る令第十二条第一項第二号に定める事項とする。</p> <p>一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)(の規定による輸出(積戻しを含む。)(の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(外国貿易船の入港手続)の規定により積荷目録を提出する場合</p> <p>二 法第六十三条第一項(保税運送)又は第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により、又は法第十七条第一項後段(外国貿易船の出港手続)の規定による税関長の求めに応じて、積荷目録を提出する場合</p>

改 正 案

三 本邦の開港から出港した外国貿易船が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該外国貿易船に係る乗組員氏名表に記載すべき事項（令第十二条第一項第五号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により、乗組員氏名表を提出する場合、令第十二条第一項第五号に掲げる事項のうち、乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 前項（第三号を除く。）の規定は、令第十三条後段（外国貿易機の入港届等の記載事項）において準用し、及び令第十六条第三項において同条第二項（外国貿易機の出港届の記載事項等）の場合について準用する令第十二条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「開港」とあるのは「税関空港」と、「船卸し」とあるのは「取卸し」と、「本邦の港」とあるのは「本邦の空港」と、「外国貿易船の船長」とあるのは「外国貿易機の機長」と、「法第十五条第一項」とあるのは「法第十五条第二項」と、「令第十二条第一項第二号」とあるのは「令第十三条第二号」と読み替えるものとする。

現 行

2 前項の規定は、令第十三条後段（外国貿易機の入港届等の記載事項）において準用し、及び令第十六条第三項において同条第二項（外国貿易機の出港届の記載事項等）の場合について準用する令第十二条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「令第十二条第一項第二号」とあるのは「令第十三条第二号」と、「開港」とあるのは「税関空港」と、「船卸し」とあるのは「取卸し」と、「本邦の港」とあるのは「本邦の空港」と、「外国貿易船の船長」とあるのは「外国貿易機の機長」と、「法第十五条第一項」とあるのは「法第十五条第二項」と読み替えるものとする。